

米沢市教育委員会 会議録

令和 7 年 1 月 2 8 日（火）

開会 午後 1 時 3 0 分

閉会 午後 2 時 1 0 分

1 出席委員

教育長 佐藤 哲 委 員 神尾 正俊 委 員 我妻 仁
委 員 渡邊 美智子 委 員 伊藤 綾子

2 出席職員

教育管理部長	森谷 幸彦	教育指導部長	山口 博
社会教育文化課長	高橋 稔	スポーツ課長	富取 桂樹
学校教育課長	五ノ井 智子	適正規模・適正配置推進主幹	森谷 純
教育総務課長補佐兼総務主査	佐藤 真英	教育総務課主任	島貫 晶江

3 傍聴人の有無 無

4 会議録の承認

令和 6 年 1 1 月 1 3 日開催分

5 議事

議第 1 号 米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について

議第 2 号 米沢市学校給食センター設置条例の設定について

議第 3 号 米沢市学校給食センター設置条例施行規則の設定について

議第 4 号 米沢市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について

6 報告事項

（１）物損事故に基づき生じた損害賠償の額の決定について

（２）その他

7 その他

教育長 米沢市教育委員会を開会する。会議については、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律の規定により原則公開となっている。本日の会議の案件については、議第４号を除き、市議会の議決を経るべきもの、また、市議会への報告を予定しているものであることから一部非公開としたいと思うが、ご異議ないか。

———異議なし———

教育長 本日の会議は一部非公開とする。

———会議録の承認———

教育長 議決案件に入る。議第１号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について説明をお願いする。

教育管理部長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ議第１号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に議第２号米沢市学校給食センター設置条例の設定について、並びに議第３号米沢市学校給食センター設置条例施行規則の設定について説明をお願いする。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

神尾委員 学校給食センターの施設の長は、運営委員会に入っていないように見受けられるが、その他教育委員会が必要と認めるものの中に入っているのか。

学校教育課長 運営委員会は１５人以内であり、センター長は事務局として配置されている。

我妻委員 給食センターにはセンター長や調理師等が配属されるかと思うが、組織上の所属、位置付けはどういった扱いになるのか。

学校教育課長 給食センターは学校教育課の所属になる。

我妻委員 条例の第４条にある給食センターの運営に関する重要な事項とはどういったものか。

学校教育課長 運営委員会は年に１回程度開かれる予定であるが、単年度の事業報告や確認が主となる。仮に、食中毒や異物混入などの重大な事態が発生した場合においても協議を行うことになる。

渡邊委員 運営委員会で決定されたことを、給食を作る業者が受け取って実際に調理、運送をするといったイメージで正しいか。

学校教育課長 運営委員会は調理についてではなく、運営に関する重要な事項の審議を行

うものであり、共同調理場の長に対する助言組織のような機関となる。

教育長 他にはいかがか。なければ議第2号米沢市学校給食センター設置条例の設定について、並びに議第3号米沢市学校給食センター設置条例施行規則の設定について承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に議第4号米沢市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

適正規模・適正配置推進主幹 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

神尾委員 現第五中学校の生徒は基本的にすべての生徒がスクールバス通学の対象になるのか、あるいは徒歩通学になる生徒もいるのか。

適正規模・適正配置推進主幹 範囲としては、原則として、現第五中学校区の一部で第一中学校から4km以上離れたエリアをスクールバスの対象としている。4kmでエリアの線引きが難しい場所については、3kmから4kmの間の道路や河川などで線引きをしている。統合後、旧第五中学校の生徒全員ではない。現在、第五中学校の生徒は190名ほどいるがおおむね80名がスクールバスの利用対象となっている。

教育長 他にはいかがか。なければ議第4号米沢市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正についてご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に報告事項に移る。(1)物損事故に基づき生じた損害賠償の額の決定について説明をお願いします。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。なければ(2)のその他についていかがか。

適正規模・適正配置推進主幹 第一中学校第五中学校統合準備委員会だよりについて説明させていただきます。

———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

渡邊委員 自転車通学が可能ということで、全員が自転車通学を希望した場合に駐輪できる程の駐輪スペースが整備されているということか。

適正規模・適正配置推進主幹 第一中学校は、11年度の東成中開校に向けて準備を整え

ているが、その第一段階として、今回の第一中学校と第五中学校の統合が行われている。この時点では、十分に自転車通学が可能なスペースを確保できている。また、11年度に向けて、およその人数に見合った台数が駐輪できるように準備している。スクールバス通学の生徒は、原則として自転車通学ができないこととしているが、仮に自転車通学の希望者が多い場合であっても分散して駐輪するなど校地内を有効に使って、駐輪することが可能である。

神尾委員 第一中学校の駐輪場は屋根付きになっているか。また、スクールバスの発着所までの自転車での移動は可能とのことだが、発着所の駐輪場のスペースは十分にあるか。

適正規模・適正配置推進主幹 駐輪場については、学校敷地内を有効に活用し、冬の雪押し場や、雪下ろしの堆雪スペースを確保する必要がある。そのため、屋根つきの駐輪場を作ってしまうと、そこは使えない状態になり、学校の運営が困難になるため、基本的には屋根のない平場をアスファルトで舗装して、駐輪できるスペースを確保する。第一中学校については、体育館の北西側の砂利が敷かれている部分を一面アスファルト舗装にする。完成は7年度に入ってからになるが、4月からは校地内に駐輪が可能になるように準備している。工事中は、違う場所に分散して駐輪してもらい、完成後は体育館北西の駐輪場を使ってもらうことになる。

また、各乗降場所での駐輪スペースだが、コミュニティセンターと旧五中については駐輪場があるため、そこを使用する。芳泉学校記念館についても自転車小屋があることを確認している。

我妻委員 駐輪場は北西に用意されているとのことだが、南側から通学する生徒は堤防を下ったあたりから入っていき、校舎わきの入り口から駐輪場に入るということでよろしいか。

適正規模・適正配置推進主幹 敷地内に入る動線については調整中だが、スクールバスの発着と動線が重なりそうな場合には、ルールを設けて安全に駐輪できるように動線を考えていく。

我妻委員 堤防付近では、朝方にショートカットをする車が多く、かなりスピードを出している車もある。いつも危ないと思ってみていたが、今度はそこにマイクロバスも、自転車通学の生徒も来ることになり、交通量が増える。そのため、今すぐという訳ではないが、状況をみて警察とも連携を取りながら、例えば、7時

半から８時半まで通行禁止にするなどの対策を検討していただきたいと思う。

教育長 他にはいかがか。なければ７のその他についていかがか。なければ以上をもって教育委員会を閉会する。